

会議録

会議の名称	令和2年度第3回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	令和3年1月28日(木) 午後2時00分～3時00分		
開催場所	市役所4階 4-3会議室		
出席者	飛田会長、関副会長、土屋委員、鈴木(孝)委員、阿部委員、佐久間委員、古谷委員、鈴木(八)委員、菊池委員、横田委員、永井委員		
事務局	秋山健康部長 藤井介護保険課長、會田保険係長 中島福祉部長 上野福祉長寿課長、金子福祉総務係長、村上長寿係長、奥村主任、宮田主事 亀田障がい福祉課長、遠入障がい福祉係長、西村主査  (記録) ㈱地域環境計画、㈱コクドリサーチ、㈱サーベイリサーチセンター		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	0人	
非公開・一部公開とした理由	—		
議題	(1) 座間市地域福祉計画(第四期)について (2) 座間市障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画について (3) 座間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について (4) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)について (5) その他		
資料の名称	(資料1-1) 座間市地域福祉計画(第四期) (案) (資料1-2) パブリックコメント結果概要 (資料2) 座間市障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画 (案) (資料3-1) 座間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (案) (資料3-2) パブリックコメント結果概要 (資料4-1) 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正に伴う「座間市災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「座間市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」の改正について		

	(資料4-2) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例案 (対照表) (資料4-3) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則案 (対照表)
会議の結果	
議題(1)	変更点についての説明と質疑、案の諮問。答申については会長一任。
議題(2)	変更点についての説明と質疑、案の諮問。答申については会長一任。
議題(3)	変更点についての説明と質疑、案の諮問。答申については会長一任。
議題(4)	案についての説明と質疑。諮問に対して答申。
議題(5)	今後の流れを説明。
議事の詳細	
事務局 (奥村)	令和2年度第3回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開催する。
事務局 (上野)	座間市地域福祉計画(第四期)案について、経過説明。 1 2月9日から1月8日まで実施したパブリックコメントの意見及び座間市地域福祉計画策定検討委員会での意見を反映させた。また、政策会議に諮り、諮問することについて承認を得た。
事務局 (金子)	資料1-2に基づき、パブリックコメントの実施結果について説明。 1人から、施策2-4について2件の意見。 ①市民後見人の育成を中核機関の役割に留めず、方針の一つとして継続的な市民後見人の育成と支援を明記してほしい。 ②地域連携ネットワークのイメージ図に市民後見人が明記されておらず市民後見人の育成、活用に配慮したネットワークを具現化していない。 これらに対して、①中核機関を通じて市民後見の育成と支援を努める、②内閣府の資料を掲載しているものであり、成年後見制度の利用促進に当たっては中核機関を通じて市民後見人の育成と支援に努める、と整理した。 前回の会議からの変更点については、いくつかの用語について注釈の追加と、自治会について表記の見直しを行った。
事務局 (中島)	諮問書の読上げ。
飛田会長	これに対する質疑はあるか。
委員	(挙手なし)
飛田会長	諮問のあった座間市地域福祉計画(第四期)(案)について、レイアウト等の細かな修正はあると思うが、委員の合意が得られたものとして答申を会長一任としてよいか。
委員	(一同 異議なし)
飛田会長	議題(1)を終了する。

事務局（亀田）	座間市障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画案について、経過説明 12月9日から1月8日までパブリックコメントを実施したところ、意見の提出はなかった。
事務局（西村）	前回からの変更については、誤字・脱字等の文言整理を行った。国の指針に基づく成果目標の一部については、県と調整中の部分があるため内容の変更を多少行う予定。巻末には分かりづらい言葉の用語説明とこれまでの会議の記録を掲載する。完成時期は3月中旬から3月末までの予定。
事務局（中島）	諮問書の読上げ。
飛田会長	これに対する質疑はあるか。
委員	（挙手なし）
飛田会長	諮問のあった座間市障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（案）について、県との調整部分があるということだが、委員の合意が得られたものとして、答申を会長一任としてよいか。
委員	（一同 異議なし）
飛田会長	議題(2)を終了する。
事務局（藤井）	座間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について、経過説明。 パブリックコメントを実施し、今回の計画案では数値等も記載した。
事務局（村上）	資料3-1に基づき素案からの変更点を説明。 計画の構成、体系、内容については、素案からの内容の変更はない、資料編として、アンケート結果の概要と用語説明、計画策定過程を記載した。 総論部分では、高齢者の状況と計画課題において示した高齢者人口等の推移と今後の見込について、最新のデータを反映し、修正した。 各論部分では、地域包括ケアシステムの推進の部分で各事業の取組実績等が確定したため数値等を記載した。なお、介護保険料算定のため国・県と調整を進め、ほぼ確定した数値を記載したが、一部微調整が必要。 また、馴染みのない用語については用語解説に記載し、全体を通しても分かりにくい言葉については言い換えるなどの対応を行った。 資料3-2に基づき、パブリックコメントの実施結果について説明。 1人から3件の意見があったが、それに伴う計画案の修正ない。 ・既存の支援体制ではない新たな支援体制を作り、介護保険サービスを

利用していない後期高齢者世帯の見守り及び災害時の支援を希望する。  
・介護予防・生活支援サービスの充実と移動支援サービスの創設を希望する。  
・介護者支援の重要性を鑑み、介護者のニーズ把握と支援が必要な家庭が支援機関につながるための仕組みづくり並びに支援の充実を希望する。

事務局（秋山） 諮問書の読上げ。  
飛田会長 これに対する質疑はあるか。  
委員 （挙手なし）  
飛田会長 諮問のあった座間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について、県との調整部分があるということだが、委員の合意が得られたものとして、答申を会長一任としてよいか。  
委員 （一同 異議なし）  
飛田会長 議題(3)を終了する。

事務局（上野） 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について概要説明。  
災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正に伴う条例改正について審議していただくもの。

事務局（金子） 資料4-1に基づき災害弔慰金の支給に関する法律の概要説明。  
1 災害弔慰金の支給等に関する法律について  
災害により死亡した遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により障がいを受けた方に対して支給する障害見舞金、災害により金銭的に厳しい方に援護資金を貸付する制度について規定。  
2 改正概要について  
法律及び施行令の改正に伴い、市の条例や規則を対応させる。また、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、座間市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。  
3 主な条例及び施行規則の改正内容  
(1)償還金の支払猶予  
災害援護資金の貸付を受けた方が支払期日に支払うことが難しくなった場合には、その支払を猶予することができる。  
(2)償還免除  
災害援護資金を借りた方が死亡又は重度の障がいを受けた場合に加え、破産手続きを始めた方の償還が免除される。

(3)報告等

償還金の支払を免除するか判断するために、市が必要なときは、借りた方や保証人に対して報告を求めることができる。

(4)市町村における合議制の機関

災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に際して、支給要件を満たしているかの判断が困難な場合は、その支給を審査するため、市の附属機関として、座間市災害弔慰金等支給審査会を置く。

委員会は委員5人以内を考えており、医師を始め、弁護士等を想定している。

事務局（中島） 諮問書の読上げ。

飛田会長 これに対する質疑はあるか。

阿部委員 判定が困難である場合というのは、どのようなケースが考えられるのか。

事務局（金子） 亡くなった状況が分からない場合に審査する状況になると想定している。

阿部委員 結果的に自殺に追い込まれた場合はどうなるのか。

事務局（金子） 自殺に至る精神的な状況が障がいにあたるかというところが、医者領域ではあるが、判断の分かれるところになるのではないかと考えている。

菊池委員 災害弔慰金と災害援護資金が一つの流れになっているが、国もこのような作りか。

事務局（金子） 弔慰金、見舞金、貸付が一つの法律の中に入っている。

菊池委員 座間市の場合、災害弔慰金はここ何年かで何件くらいあったのか。

事務局（金子） 災害弔慰金に該当する災害は、災害救助法を適用する災害になる。そのため本市では該当するものはこれまでにない。

飛田会長 その他に質疑はあるか。

委員 （挙手なし）

事務局（中島） 合議制の審議会については常置の審議会ではなく、災害が起きたときに依頼をするものになる。事前にこのようなものがあるということを、条例改正と共に医師や弁護士等に依頼や周知をしたいと考えている。

飛田会長 諮問のあった座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、案が妥当なものとする旨の答申をしてよいか。

委員 （一同 異議なし）

飛田会長 答申書の読上げ。

事務局（金子） 地域福祉計画、障がいの計画、高齢の計画については、修正がまだ入る

部分ある。県との調整を踏まえた修正などを反映したものを会長に改めて示したい。なお、今回で今年度の会議は全て終了した。

事務局（奥村） 以上で、本日の議事は全て終了した。